

## A I 人材育成支援事業業務委託に係る提案競技実施要領

### 1 委託事業名

A I 人材育成支援事業

### 2 目的

Society5.0の実現には、A Iをはじめとする先端I T技術が重要な要素である。A I等先端技術は、農業、ヘルスケア、製造、小売、金融など、多くの産業に広く影響を及ぼす共通技術であるため、当該産業分野の事業者やエンジニアには本技術の利活用への対応が求められる。さらに、新型コロナウイルス感染拡大による社会の変化ではリモート化、オンライン化が加速し、A I技術はその新しい社会の実現の中で益々重要な技術となることが考えられる。

一方、A I技術に関し、その担い手となるA Iエンジニアは2030年には12.4万人不足するとされ、A I人材の確保は、福岡市内の事業者においても喫緊の課題である。

そこで、本事業により、A I技術に関わる人材育成を支援することで、A I技術の利活用を行えるエンジニアを生み出し、新サービスがいち早く実装される街や働き方改革の推進など、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指す。

なお、上記目的を達成するため、事業の実施にあたっては、以下のとおり、実施事業者を公募し、提案競技によって選考するものとする。

### 3 履行期間

契約締結日から2023年2月14日まで

### 4 委託業務内容

事業の目的を達成するため、以下の業務を委託するもの。(附帯する事務及び報告書等の作成も含む。)委託業務内容の詳細については、別紙「委託業務仕様書」を参照のうえ、事業提案書にて提案すること。

- (1) A I人材育成講座 ビジネス編
- (2) A I人材育成講座 エンジニア編

### 5 事業費

各事業における委託料上限額(消費税及び地方消費税を含む)

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| (1) A I人材育成講座 ビジネス編  | 3,000千円 |
| (2) A I人材育成講座 エンジニア編 | 5,500千円 |

### 6 採択予定事業者数

1~2事業者

提案者は「4 委託業務内容」に記載する教育事業毎に事業提案書及び見積書を作成し提案すること。

なお、1提案者において「4 委託業務内容」(1)及び(2)のいずれか一方の教育事業のみの提案でも可とする。

## 7 提案競技参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 日本国内に本店、または支店・営業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) この提案公募の開始の日から契約の相手方となる事業者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

(<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>)

- (5) この提案公募の開始の日から契約の相手方となる事業者決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

※なお、契約の相手方となる事業者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

※複数の事業者で構成する共同企業体として参加する場合は、構成員のすべてが、その他の提案者及び共同企業体の構成員となることはできない。

※共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が参加資格を有する必要がある。

## 8 公募スケジュール

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| (1) 公募開始    | 2022年5月16日（月）              |
| (2) 質問書締切   | 2022年5月20日（金）17時           |
| (3) 参加申込等締切 | 2022年5月27日（金）17時           |
| (4) 事業提案書締切 | 2022年6月3日（金）17時            |
| (5) プレゼン審査  | 2022年6月7日（火）～6月10日（金）頃（予定） |
| (6) 事業者決定   | 2022年6月中旬（予定）              |
| (7) 契約締結    | 2022年6月下旬（予定）              |

## 9 質疑について

提案競技参加にあたり、疑義が生じた場合は、「質問書（様式第1号）」に記載の上、電子メールにて提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

なお、質問書提出の最終締め切りは、5月20日（金）17時までとする。質問に対する回答は、質問書受付後、順次事務局ホームページに掲載する。

### (1) 質問書提出先

17 事務局宛に提出すること。

### (2) 回答の掲載場所

公益財団法人九州先端科学技術研究所ホームページにある当該事業のページに掲載

## 10 提案競技参加申込について

提案競技に参加を希望する場合は、「7 提案競技参加資格」を確認の上、下記のとおり関係書類を提出すること。

### (1) 提出書類

#### ① 提案競技参加申込書（様式第2号）

#### ② 登記事項証明書

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

#### ③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

#### ④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

#### ⑤ 誓約書（様式第3号）

注1）様式第3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。原本をスキャンして提出すること。

#### ⑥ 役員名簿（様式第4号）

注1）様式第4号に、代表者及び役員の氏名、フリガナ、性別、生年月日（元号表記）を記入すること。

注2）この情報は、福岡市が関連する事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

#### ⑦ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(注意事項)

※必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

※①、⑤、⑥については、既定の様式にて提出すること。

※②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本をスキャンし提出すること。

※提出書類のうち、③、④及び⑦について、新たに設立された法人等であり、納税に関する証明書等の提出ができない場合は、「申立書(様式不問)」に当該事実を記載のうえ提出すること。

※複数の企業が共同で参加する場合は、構成事業者の中から代表事業者を決定し、「共同企業体構成表(様式不問だが、参画事業者名、代表者名および共同企業体内におけるその役割の記載は必須とする)」を提出すること。なお、代表事業者以外の構成員についても②～⑦のすべての書類を提出すること。

(2) 提出期限及び提出方法

2022年5月27日(金)17時までに事務局のメールアドレスに送信するとともに、送信後、受信確認のため事務局へ電話連絡すること。

(3) 提出先

17 事務局宛に提出すること。

(4) 留意事項

- ・提出期限以降の提出は、一切受け付けない。
- ・提案競技参加申込書等提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第5号)を提出すること。

11 事業提案書について

提案競技参加申込書等を提出し、本提案競技に参加する事業者は、「4 委託業務内容」及び別紙「委託業務仕様書」の内容を踏まえ、以下のとおり事業提案書を提出すること。

(1) 提出書類

① 事業提案書

- ・書式自由、PDFファイル形式で提出すること。
- ・ページ番号を付すること。

② 見積書

- ・書式自由、PDFファイル形式で提出すること。
- ・委託業務内容を実施するために必要な経費は、「5 事業費」を上限額として見積書に記載すること。

(2) 提出期限及び提出方法

2022年6月3日(金)17時までに事務局のメールアドレスに送信するとともに、送信後、受信確認のため事務局へ電話連絡すること。

(3) 提出先

17 事務局宛に提出すること。

(4) 留意事項

- ・提出期限以降の提出は、一切受け付けない。
- ・事業提案書にて提案した内容は、契約を締結した際に責任を持って履行できる内容とすること。
- ・「4 委託業務内容」(1)及び(2)の両方の教育事業に提案する場合は、上記「① 事業提案書」及び「② 見積書」は教育事業ごとに作成すること。

12 選考について

提出された事業提案書等の内容について、総合的に評価し、契約の相手方となる事業者を決定するため、オンラインによるプレゼンテーション審査及び質疑応答を実施する。

(1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査及び質疑応答はオンラインによる実施とし、当該事業を主に実施する担当者が説明を行うこと。プレゼンテーション審査当日の資料の追加・持ち込み等は認められない。

① 日時：2022年6月7日（火）～6月10日（金）頃（予定）

※ 日時については、事務局の都合等により変更になる場合がある。

※ オンラインによる参加方法等詳細は、提案競技参加申込者に対し後日連絡するもの。

② 説明：時間は30分（説明：20分、質疑応答10分）

※ 1事業のみ提案の場合の時間は25分（説明：15分、質疑応答10分）

③ 結果通知：2022年6月中旬（予定）に電子メールにて通知する。

(2) 留意事項

- ・プレゼンテーション審査に出席しなかった場合は、本提案競技を辞退したものとみなす。
- ・提案競技参加申込者が多数の場合は、事業提案書による書類審査（1次審査）を実施し、プレゼンテーション審査対象者（5事業者程度）を決定する。
- ・評価の内容によっては、最優秀提案者を決定しない場合がある。

(3) 評価の視点及び配点

別表「A I人材育成支援事業 評価表」のとおり

13 その他、注意事項について

- (1) 提案にかかる費用は、すべて提案者が負担するものとする。
- (2) 提出書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (3) 提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。
- (4) 必要に応じて追加資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、印刷及び複製することがある。
- (6) 提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で無断使用しないものとする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の

国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

- (8) 選考された提案内容については、事務局との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (9) 審査結果に関する質問は一切受け付けない。
- (10) 本資料を、他の目的のために使用することを禁止する。

#### 14 契約について

選考結果に基づき、もっとも優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、最優秀提案者が失格、その他の理由により契約の相手方として決定されなかった場合、次点者と契約に向けた協議を行う。また、最優秀提案者が契約の相手方として決定された場合は、次点者はその権利が消滅するものとする。

#### 15 失格要件について

本実施要領に定める参加資格要件を満たさない場合、提出書類に虚偽があった場合、事務局職員等の関係者のすべてに対する不正な行為が認められた場合、事業推進に必要な手続きを行わない場合等により失格とすることがある。

#### 16 添付資料

- ・別紙 委託業務仕様書
- ・様式第1号 質問書
- ・様式第2号 提案競技参加申込書
- ・様式第3号 誓約書
- ・様式第4号 役員名簿
- ・様式第5号 参加辞退届

#### 17 事務局

〒814-0001

福岡市早良区百道浜2-1-22福岡SRPセンタービル5F

公益財団法人九州先端科学技術研究所

担当：オープンイノベーションラボ 高野、榎本、西依

電話：092-852-3453

メールアドレス：edu（アットマーク）isit.or.jp

別表 AI 人材育成支援事業 評価表

項目	評価の視点	配点
基本事項	○事業目的や趣旨を反映した提案となっているか。	10
事業内容	○事業目的達成のため、具体的な提案がなされているか。 ○AIエンジニアを育成するために有効な内容となっているか。 ○教育事業の実施内容は、最新のトレンドをつかんだ技術等が習得できる内容となっているか。 ○専門的な知識を持つ講師が具体的に提案されているか。 ○教育事業の実施手法、実施時間・回数、開催時期等の設定は適切か。 ○これまでの実績やノウハウを活用した有効な提案となっているか。 ○事業実施にあたっての創意工夫や有益な提案等はあるか。 ○受講者の集客に効果的な広報の提案があるか	70
業務推進体制	○本業務を遂行するにあたり、運営体制は十分か。 ○準備期間を含め、無理のないスケジュールを組んでいるか。	15
費用	○事業の内容に見合った適正な経費で積算されているか。	5
合計		100